

## 第5回岩手県東日本大震災津波復興委員会

(開催日時) 平成23年6月7日(火) 14:00~16:25

(開催場所) エスポワールいわて大ホール

### 1 開 会

### 2 議 事

#### (1) 報 告

ア 第4回総合企画専門委員会の概要について

イ 沿岸地域の市町村と県との意見交換等の概要について

ウ 沿岸地域の関係団体等と県との意見交換の概要について

#### (2) 審 議

ア 復興基本計画(案)について

イ 意見交換

ウ その他

### 3 その他

### 4 閉 会

#### 委員

朝倉栄(長澤壽一委員代理出席) 石川育成 伊東碩子 植田眞弘 遠藤洋一  
及川公子 大井誠治 小川惇 桑島博 澤口良喜(中崎和久委員代理出席)  
高橋真裕 田中卓 東梅政昭(野田武則委員代理出席) 長岡秀征 平山健一  
福田泰司 藤井克己

#### オブザーバー

佐々木一榮 佐々木順一 千葉伝 村上明宏

### 1 開会

○木村政策地域部副部長 それでは、定刻より若干早い時間でございますが、参加予定のメンバーの方々おそろいになりましたので、ただ今から第5回岩手県東日本大震災津波復興委員会を開催いたします。

初めに、委員の皆様の出席状況について御報告いたします。お配りしております出席者名簿に一部修正がございます。名簿の訂正をお願いいたします。岩手県水産加工業協同組合、佐藤代表理事会長様、急遽予定が入ったということで御欠席となります。

それから、県の農業協同組合中央会、長澤会長様の代理といたしまして、本日は朝倉常務理事様が御出席ということとなっております。

それから、県医師会の石川会長様は、少し遅れて御出席いただくということで御連絡が来てございます。

したがって、本日は委員19名中、13名の御本人出席、3名の代理出席をいただい

ておりまして、半数を超えております。当委員会の設置要綱の規定によりまして、会議が成立していることを御報告いたします。

それでは、ここからの会議の運営につきましては、要綱の規定によりまして委員長が議長として進行することとなっておりますので、進行を藤井委員長にお願いいたします。よろしくお願いいたします。

## 2 議事

### (1) 報告

ア 第4回総合企画専門委員会の概要について

イ 沿岸地域の市町村と県との意見交換等の概要について

ウ 沿岸地域の関係団体等と県との意見交換の概要について

○藤井克己委員長 それでは、会議次第によりまして議事を進めてまいります。

まず、議事の1番、報告でございます。これにつきましては、アからウまで事務局に資料の説明をいただきまして、後程一括して質疑を受け付けたいと思います。

まず、ア、第4回総合企画専門委員会の概要についてでございます。順に事務局から説明をお願いします。

○大平復興局企画課総括課長 それでは、資料1から資料4まで一括して御説明申し上げます。

資料1でございます。資料1、1ページでございます。第4回総合企画専門委員会の概要についてということで、6月1日に第4回の総合企画専門委員会を開催いたしました。主な意見集約の結果でありますけれども、計画期間は8年とする。更に、実施計画の期間は3年、3年、2年とする。これについては、後で詳細を申し上げます。

復興の目指す姿についても、このような案で委員会の方で決めていただきました。

復興基本計画の構成について、章立てについて変更されております。「復興の目指す姿」というものの次に「まちづくりのランドデザイン」を置くという章に構成を変更してございます。事務局提案は、まちづくりのランドデザインが先でございましたが、こちらの方、委員会の御意見で変更してはどうかという御意見をいただいたものであります。

主な御意見等の内容であります。 「なりわい」についてということで、経済のニュアンスが強い「産業」ということではなく、「なりわい」としてはいいのではないかということで、「なりわい」の意味についても事務局から御説明申し上げ、「なりわい」は元に戻すというメッセージを発するという、住民説明もできるということで御意見をいただきました。

次に、まちづくりのランドデザインについてであります。前回の復興委員会におきましては、「減災」という考え方を取り入れたらどうかという御意見をいただきましたが、これについては事務局の方から「減災」という考え方が含まれているということで御説明申し上げたものであります。

次に、構成についてであります。先程申しましたように、復興の理念の次にまちづくりのランドデザインがあるべきであると、わかりやすい構成とすべきであるということで、これについては大分御議論をいただきました。事務局からは、まちづくりのランドデザインというのは、津波の災害を受けたこととして前に置いているということで、考え

方のプロセスとして前に置いているという御説明を申し上げましたが、委員会の方から御議論いただきまして、先程のように変更したものであります。

目指す姿についてであります。これについても後で申し上げます。「創造」という言葉を入れたらどうかと、あるいは「ふるさと」という言葉を加えてはどうかというようなことで、さまざまな御意見をいただきまして、総合企画専門委員会から先程書いてあるとおり決まったものであります。基本計画の中で再度御説明申し上げます。

計画の見直し条項をきちんと入れるということの御意見、更には被災地の沿岸地域が栄えていた歴史などを入れてはどうか、あるいは都道府県間連携を入れてはどうか、あるいは10年間の取組を全体にまとめた工程表を入れてほしいなどなどいただいております。これらについては、取り入れたもので、後で基本計画について御説明申し上げます。

沿岸地域の市町村と県との意見交換の概要についてということで、資料2でございます。5月30日に沿岸地域の市町村13か所を訪問いたしまして、各市町村の考え方を聞いたものであります。例えばということで、全部の読み上げは省略いたしますが、陸前高田市からは、復興計画の期間については市町村の御意向も踏まえて慎重に決めてほしいということをお願いしております。更には、次のページ、4ページであります。山田町、宮古市、岩泉町、田野畑村とございます。例えば田野畑村からは、県の道路整備や漁港整備などのスケジュールを早く示してほしい。あるいは普代村からは、他の動きを見ながら計画を策定したいので情報をお願いしたいというようなこと。あるいは久慈市からは、建築制限の問題などの対応を示してほしいというような御意見をいただいております。

更に、5ページの資料3でございます。5月31日には内陸部市町村の副市町村長さん21名の方と意見交換を行ったものであります。例えばということで、主な意見の概要の中から幾つか御報告いたします。交通ネットワークの整備というところでは、内陸から沿岸市町村につながる道路は復興支援道路として重要であるということで、県中央だけではなく、県南地域からの道路の整備も必要であるというような御意見。更には、風評被害対策としては、平泉文化遺産の世界遺産登録を復興のシンボルとして誘客を図るべきであるなどなどの御意見をいただいております。

次に、6ページであります。資料4でございます。資料4は、6月2日と6月3日にかけてまして、沿岸地域の関係団体の方と意見交換を行いました。総合企画専門委員会委員長の齋藤委員長にも同行いただきまして意見交換を行ったものであります。この中で幾つか御報告申し上げます。主な意見の概要の久慈の部分の真ん中でございます。6ページの真ん中のところでは、建築規制のデータなどを早く市町村に示してほしい。あるいはその次の丸であります。二重債務問題の解消について銀行に対して支援を強く要望してほしい。あるいはその他の欄であります。久慈の一番下の丸ですが、各省庁の公共事業で建設したのものについては部局横断的な調整を行い、用途に応じた建物の復旧をお願いしたいというようなもの。

あるいは次の宮古会場の7ページの上から三つ目の丸ですけれども、低い土地で暮らしていけるかについて誰が決めるのか、それが決まらなると何もできない状況である。あるいは次には、復興道路については5年間で全線開通に全力を入れてほしい。あるいは真ん中の辺りですが、漁協中心の水産業の復興を位置付けていただき感謝している。あるいはその次には、ワカメの種とりの問題。更には、下の方にいきますが、その他の上の三つ目

のところ、観光についても金融支援をお願いしたいなどなどがございます。

次に、山田会場であります。8ページの上から二つ目の丸では、例えば堤防の効果があると言っているけれども、堤防があったために避難しない人がいるというマイナスの要因もあったのではないかと。あるいはなりわいのところ、真ん中辺りではありますが、漁業の町ということで、一日でも早い漁業の復興をお願いしたい。あるいは二重ローンの問題。それから、今後の見通しを教えてほしいなどなどであります。

釜石会場につきましては、8ページの下から三つ目の丸ですけれども、農地について土地利用計画に反映してほしい。農地転用の手続を簡略化してほしい。今回のビジョンとは直接関係ございませんが、農地転用の手続についてはさまざまな会場で御意見をちょうだいしております。あるいは9ページの上から六つ目の丸であります。二重債務の問題ということで、スピード感の話で、既存債務の解消と新しい融資は同時に、もしくは既存債務の解消を先行すべきであるというようなことで、県単独でもやってほしいような御意見をいただいております。あるいは縦割りでない復興局のようなマンパワーを現地に置くべきであるというようなこともいただいております。

大船渡会場につきましては、9ページの大船渡会場の安全の確保のところですが、ゼロメートル地帯の応急復旧、あるいは三陸縦貫道の話などなどがございます。更に一番下のその他の欄では、メモリアルとして建物の現物保存を検討してほしいというような御意見をいただいております。

報告については以上でございます。

○藤井克己委員長 ありがとうございます。ただ今事務局の方からア、イ、ウ、三つの項目について報告をいただきました。特に最初の総合企画専門委員会でございますが、当委員会のメンバーとしては平山委員が総合企画専門委員会の委員にも所属しておられます。第4回にも御出席と聞いておりますが、何か報告内容について補足等ありましたらお願いいたします。

○平山健一委員 平山でございます。津波防災の方の専門委員会でございますが、先程大平さんから減災に関する言及がございました。津波に対しては、ハード対策とまちづくりなどソフト対策、そういう多重な対策によって総合的に防災を完全にすることです。ハード整備としては百数十年に1回レベルの津波を想定して、地域と相談してそれに耐える堤防をつくるということになってはいますが、堤防さえ作ればもう完全だと安心してしまわないかということがちょっと心配です。減災という考え方がそこにあることをもう少し説明した方がよろしいのかなと思います。専門委員会の考えは以上ですが、減災について計画の中で言及するか否かを御検討いただきたいというのが第1点でございます。

次に、総合企画の方の委員会では、誰が震災の復興を担うのかという点をもう少し明確にした方がいいのではないかと意見が出ました。それは多分実施計画の中で明確になってくると思いますが、発災後の支援活動を見ていると、地域の大学、NPOが非常に積極的に参画していますので、励ます意味でも、きちっとその名称を記入した方がよろしいのではないかと思います。例えば序章の中の2の計画の役割とか、5の復興の主体にも大学という言葉が入っていません。大学ばかりではなくて高専もだと思っておりますけれども。それから、第6章の復興に向けての連携等というところでも同様です。末長い復興を担うためには、若い人、人材育成から含めて必要だと思いますので、是非その辺りをもう

少し強く打ち出していきたいと思ったところでございます。私の意見も入っていますが、以上2点でございます。

○藤井克己委員長 津波防災の専門委員会と今の総合企画の専門委員会、両方で既に意見交換もされているとも伺っておりますけれども、特に大学に関して言いますと、岩手大学のみならず県立大学、医科大学、そして盛岡大学、富士大学、5大学で高等教育コンソーシアムというのを立ち上げておりますけれども、早い段階で何か共同宣言のようなものを復興に向けてメッセージを発出したいなと思っております。

また後程、復興基本計画のときにこの辺の考え方、減災と、今御指摘ありましたのは大学のこの辺の出番ですね、役割を少し明記するようなこと、また後程、御意見として取り入れたいと思っております。二つの点について補足していただきました。

それでは、今の報告に関して何か皆様の方から御質問等ございましたらお願いしたいと思います。資料1、2、3ですね、この内容についてでございます。4までです。報告のア、イ、ウでございます。資料4が沿岸地域の関係団体等との意見交換の概要ということで、かなり御意見拝見していますと、丸のついたところ、今大平さんが紹介されたところもかなり生々しい御意見が示されているように今伺っております。かなり共通して出された二重ローンの問題であるとか、御説明ありましたけれども、農地の転用の問題ですね、この辺の簡略化等が複数回顔を出しているかと思えます。

御質問等、よろしいでしょうか。それでは、なければまた審議の中でさかのぼっていただいても結構です。

## (2) 審議

### ア 復興基本計画（案）について

### イ 意見交換

### ウ その他

○藤井克己委員長 本日の議事の2、審議に入りたいと思います。

何といたしましても復興基本計画（案）、この全体が審議の対象となっております。前回の委員会、第4回では復興ビジョンとしまして内容を構成する五つの項目、すなわち一つ目としては復興計画のフレーム、二つ目、復興まちづくりのランドデザインの考え方、三つ目に復興の基本目標、四つ目、復興に向けた具体的取組、五つ目に世界に誇る新しい三陸地域の創造、この順に御審議していただきました。本日お示ししているのは、復興基本計画（案）と銘打っておりますので、前回の復興ビジョンから名称がまず変わっております。名称変更の理由も含めて、事務局から説明していただきますが、内容がかなり膨大ですので、事務局からすべての説明というのは避けていただいて、前回から変更した部分、新たに提示される部分を中心に説明されるようお願いいたします。

それでは、資料5ですが、復興基本計画（案）について事務局から説明をお願いいたします。

○大平総括課長 資料5でございます。ただ今委員長からもお話がございましたように、名称が変わってございます。復興基本計画、前回までは復興ビジョンということで御説明申し上げておりました。名称変更の理由といたしましては、復興ビジョンといいますと理念とか考え方のみで計画の具体性がないという印象を持たれがちであるということが、さ

まざまな機会でご説明申し上げておる中でそういう課題が浮き彫りになってまいりました。すなわちビジョンをつくったけれども、計画はいつ作るのですかというようなことなどがあります。今回は内容を見ていただきますと、八十数ページになってございまして、かなり具体的な内容まで踏み込んでございますので、復興基本計画という名称と変更してはどうかということで検討したものであります。

それでは、資料をお開きいただきまして、目次のところがございまして、これにつきましては、基本的には総合企画専門委員会でお示ししたものをベースとしてございまして、先程資料1でご説明いたしました、このような資料で御検討いただいたものであります。総合企画専門委員会と変わってございまして、先程申しましたように、第2章と第3章を入れ替えたものであります。

次に、1ページであります。先程委員長からもお話ありましたように、新しく入った章、あるいは新しく入った文言、あるいは変わった部分を中心に御説明いたします。「はじめに」の部分につきましては、今回新たに御提示するものであります。まず、全体的に基本的な考え方を申し上げ、この計画がどのようなものかというものを1ページだけ見ていただくと大体おわかりいただけるというような考え方をつくったものであります。例えばということで、「はじめに」のうちの3段落目、今この筆舌に尽くしがたい状況を目の当たりにして私たち県民一人一人の胸には、「人命が失われるような津波被害は今回で終わりにする」という決意と、災害の苦しみ、悲しみを乗り越え、「安全に、暮らし、働くことができる地域社会」を取り戻そうという思いがあふれているということで、この計画に対する決意を述べたものであります。

さらに、次の段落の真ん中の辺りですが、「岩手県東日本大震災津波復興委員会」をはじめとする県内外の専門家、学識経験者からの御提言等に基づき、岩手県が策定するというところで、誰が作ったものかというところを明確にしたものであります。

さらに次には、目指す姿といたしまして、「いのちを守り 海と大地と共に生きる ふるさと岩手・三陸の創造」を掲げ、復興に向けた3つの原則として「安全の確保」、「暮らしの再建」、「なりわいの再生」を掲げているというようなことと、加えまして、更に3行下であります、当面する課題から地域が復興する姿まで、基本的な考え方や復興への歩み等を示しているということとしたものであります。

更に、地域社会のあらゆる構成主体との連携の問題や、世界に開かれた復興を実現するという基本的な考え方を述べております。

これが「はじめに」の章であります。

次に、序章であります。序章につきましては、前回の委員会において計画のフレームということで御説明申し上げたものを若干修正したものであります。策定の趣旨、計画の役割は、前回お示ししたとおりであります。

計画の構成、3ページの3でございまして、計画の構成であります、若干シンプルにいたしました。この計画は、「復興基本計画」と、施策や事業、工程表等を示した「復興実施計画」により構成するというものでありまして、その下に計画の構成及び期間というのがございまして、そちらに全体の復興計画が平成23年度から平成30年度まで、基本計画と実施計画で成り立つと。基本計画と復興実施計画と合わせて復興計画としているものであります。

期間のところではありますが、期間の説明に入ります前に、大変恐縮でございますが、23 ページを御覧いただきたいと思っております。23 ページに復興への歩みと計画期間との関係ということで整理いたしました。期間を議論するに当たっては、何をいつまでにやるかというものが提示されなければ、期間がいつまでというのは検討できないという御意見を総合企画専門委員会でいただきまして、このような表にしたものであります。先程申しましたように、復興基本計画は平成 23 年度から平成 30 年度までの 8 年といたしまして、復興実施計画は 3 期に分けて、第 1 期、第 2 期、第 3 期というものであります。さらに、一番上の欄にいわて県民計画というのがございます。これが平成 21 年度から平成 30 年度まで、現在の県の長期計画でありますいわて県民計画につきましては、平成 21 年度に 10 か年計画として策定したものであります。したがって、県民計画の終期と今回の復興計画の終期が同じになるものであります。ということから 8 年間にしたものであります。さらに、具体的な取組については項目ごとに幾つか主なものを掲げてございます。これについては後でまた御説明申し上げます。

ということをお理解いただいた上で 3 ページに戻っていただきたいと思っております。4 の計画の期間ではありますが、前回は 3 案を御説明申し上げたものであります。ただ今申し上げましたように、この計画は平成 31 年度に策定が予定される県の次期総合計画を見据え、平成 23 年度から平成 30 年度までの 8 か年を全体計画期間とする。さまざまな意見がございまして、10 年がいいのではないかと、あるいは短い方がいいのではないかと御意見をいただきましたが、県の総合計画との関係、あるいはできるだけ早く復興にめどをつけるということなど総合的に勘案いたしまして、8 年間で全体計画としたものであります。

そのうち実施計画を 3 期に分けて策定することといたします。実施計画については、第 1 期が 3 か年、第 2 期が 3 か年、第 3 期が 2 か年でございます。このうち第 1 期の復興実施計画の期間は、基盤復興期間と位置付けて、集中的な復興の取組を行う。第 2 期につきましては、下の表にございますように、本格復興期間、第 3 期につきましては更なる展開への連結期間という名称をつけてございます。

なお、被災市町村が策定する復興計画につきましては、10 年とかさまざまな情報がございまして、それらの計画に基づく取組、市町村が行う取組については十分配慮して連携を図ってまいりたいと考えてございます。なお、冒頭に申し上げましたように、復興基本計画ですべてが終わるものではないということもあります。例えば大きなインフラ整備などについては 8 年では終わらないということもございまして、それらの課題等については次期の県民計画などで十分考慮していくということも考えたものであります。

次に、4 ページであります。6 の対象地域につきましては、改めて確認申し上げますが、全県の内陸部にも被害が及ぶ、あるいは内陸と沿岸部の連携も重要だということから、県内全体を対象地域とすることとしております。

7 番の計画の見直し条項についても、この計画はということで、社会経済情勢の変化や復興の状況等を踏まえ、必要に応じて所要の見直しを行うことがあるということとしております。

次に、第 1 章の被災状況についても、新たに添付したものであります。特に内陸部の被害状況についても若干記載しております。地震の概要から、6 ページ、被害の状況、これらについては時点修正してまいりたいと思っております。現時点は 5 月 24 日現在でござ

ざいます。これが8ページまでつきます。

9ページでございますが、参考といたしましてコラム的に岩手県沿岸地域の概要ということで2ページ記載してございます。これらについては、県内の方々は十分御案内のとおりでございますが、県外の方にも御覧いただくということも踏まえまして、沿岸地域の概要ということで、概況、自然的特性、人口等の現況等々、次のページまで記載しているものであります。特に歴史・風土の問題、あるいは沿岸地域が内陸と同様に県内の総生産のかなりの部分を占めていた時期もあるというようなことについても記載してございます。

次に、11ページであります。第2章、復興の目指す姿と3つの原則ということで、前回第4回のこの委員会でお示した案を修正したものであります。前回までは基本目標という言い方をしてございましたが、復興の目指す姿ということと3つの原則を一緒にしたものであります。さらに、何回も申し上げますが、3章と2章を入れ替えたものであります。ということで、修文、文章の修正も加えております。復興の目指す姿といたしまして、丸の1番目でございますが、今回の大震災津波による犠牲と被害の大きさと「津波はいつかまた来る」ことを胸に刻み、「人命が失われるような津波災害は今回で終わりにする」との決意のもと、単なる現状復旧にとどまるのではなく、科学的、技術的な知見に立脚した津波対策の方向性やまちづくりのランドデザインを基にした安全で安心な防災都市・地域づくりによる復興を実現するということとしております。これは、第3章が、先程から申し上げております、ランドデザインが後に来るということから、まちづくりのランドデザイン的なもののエッセンスをここで書き抜いたものであります。

次の丸の四つは前回お示したとおりでありますので、特に御説明はいたしません。

こうした考え方を踏まえ、次のとおり目指す姿を掲げるとしてしております。基本目標としておりました3行は長いということの御意見をいただいております。さらに、明るいものがないという、希望的なもの、そういう前向きなものが欲しいという前回の委員会での御意見を踏まえまして、「いのちを守り 海と大地と共に生きる ふるさと岩手・三陸の創造」としたものであります。これは、「いのちを守り」というのは、そのとおり安全な暮らしを守ることだから命を守ると。「海と大地と共に生きる」というものは、なりわい、漁業など暮らしなどと、あるいは自然と人と共生すること、海と大地とともに生きる三陸の海の幸、あるいは岩手の山の幸なども含めまして、海と大地と自然と共生するという意味で「海と大地と共に生きる」としたものであります。次の「ふるさと岩手・三陸の創造」であります。三陸の創造だけでいいのではないかという御意見もありましたが、県外にお示しすると、三陸ということだけでは岩手というのをわかってもらえないこともあるということもございまして、あるいは県内全域の基本計画であるというようなことも踏まえまして、「岩手・三陸」といたしました。さらに、「ふるさと」の文言であります。発災前、3月11日前の、津波の前の三陸の美しい姿、あるいは産業が栄えていた姿を思い出していただく、あるいは復興した後にはふるさとに戻ってきていただくというような意味も込めまして、「ふるさと」としたものであります。さらに、新しい三陸を築いていくという力強い明るい前向きなメッセージということで、「三陸の創造」としたものであります。ということで、繰り返しますが、「いのちを守り 海と大地と共に生きる ふるさと岩手・三陸の創造」を目指す姿としたものであります。

次に、12ページであります。12ページは前回お示したものであります。復興に向け



た3つの原則であります。確認でございますが、上から4行目ですが、「安全の確保」、「暮らしの再建」、「なりわいの再生」ということを3つの原則として掲げると。飛ばしていただきまして、こうした考え方にに基づき、第3章では「安全の確保」のための「復興に向けたまちづくりのグランドデザイン」について明らかにし、続く第4章で、復興の目指す姿と3つの原則を踏まえた今後8年間の具体的な取組の考え方と内容を示すということとしたものであります。

ということで、3つの原則の関係を矢印でお示したものでありますし、「なりわい」のところでは御議論をいただいておりますので、脚注ということで下のところに、「なりわい」とは、本計画では、農業、漁業、林業、建設業、製造業、商業、サービス業など生計を立てていくための職業や営みをいう、ということで、今回はさまざまな御意見がございますが、産業ということではなくて、「なりわい」ということで3つの原則を掲げたものであります。

次に、13 ページ、第3章でございます。復興に向けたまちづくりのグランドデザインであります。これは、前回は参考資料といたしましてこれらの案をお示したものでありますので、若干補足だけさせていただきます。津波対策の基本的考え方ということで、前の資料では基本方針などとなっておりましたが、津波対策の基本的考え方ということで、2行目のところでありますが、防潮堤や湾口防波堤など既存防災施設が果たした役割について検証した結果、津波到達時間を遅らせるなどの効果が確認されたが、ハード対策のみでは防御することが困難であることが示された。一方で、避難訓練、防災教育等も避難に一定の寄与が見られたということでもあります。これらを踏まえ、津波対策の基本的な考え方は、「再び人命が失われることがない多重防災型まちづくりと防災文化を醸成し継承することを目指す」といたしまして、具体的には「海岸保全施設」、「まちづくり」、「ソフト対策」など、多重防災型まちづくりのグランドデザインを描くということとしております。

この中で、津波到達時間を遅らせる等の効果については、今回は添付してございませんが、別冊として添付する予定でございます。津波の被害の状況、あるいは防潮堤などが果たしてきた役割、過去の津波の高さと防潮堤との関係などについては、別冊として添付することを予定しております。

以下、津波対策の方向性ということで海岸保全施設、14 ページからはまちづくり、(3)でソフト対策。15 ページには、まちづくりのグランドデザインということで、まちづくりの視点、生命と財産の保全、コンパクトな都市形成、産業の再生と活性化、環境との共生等でございますが、これらについては前回は基本的な考え方を関係部の方から説明してございますので、これについては省略いたします。

以下、16 ページが津波防災の分類、津波防災まちづくりのツールということで、17 ページに防災のまちづくりのツールとして、配置する施設等の考え方などが記載されております。

次に、18 ページからは、まちづくりのグランドデザインのモデルということで、土地利用の形態と被災の程度による復興パターンということで、19 ページが復興パターンのAということで、都市再生型の考え方。20 ページが復興パターンのB、一部市街地が被害を受けておるけれども、後背地に残っている場合。復興パターンのCは、漁村集落型の

復興パターンでございます。これらについての御説明は省略いたします。

次に、22 ページであります。22 ページは、章立てが変わりました関係から、原則と一緒にしていた部分を分離独立いたしましたものであります。取組の体系ということで言葉を整理いたしました。取組の体系は、この表のとおりでございます。「目指す姿」の実現に向けた取組の体系ということで、「安全」の確保の問題について2つの柱、「暮らし」の再建で5本の柱、「なりわい」の再生ということで3分野、それぞれの取組を位置付けまして、「いのちを守り」という目指す姿の実現を目指すということであります。

なお、下のところに三陸創造プロジェクトというのがございまして、これは分野横断的な取組で、5章で再度御説明いたします。

表の下のところでありますが、本章2では、それぞれの分野の「主な取組内容」を記載する。「主な取組内容」では、その推進期間を「緊急的な取組」として概ね1年以内、「短期的な取組」といたしまして概ね3年以内、「中期的な取組」といたしまして概ね6年以内として整理したものであります。また、これらに加えまして、中期を超える期間を要する取組全体については、「取組項目一覧」として、3章の後に掲げてございます。

先程御覧いただいた 23 ページであります。今の御説明も踏まえまして再度御覧いただければと思います。上のところに、緊急、短期、中期、長期とあります。そのうち緊急には、例えば安全の部分では、主なものがれきの早期撤去、多重防災型のまちづくり計画の策定などです。暮らしの部分では、応急仮設住宅の問題などが緊急の項目となります。

短期の項目では、概ね3年以内の実現を目指すということで、安全の部分では、計画的で環境に配慮した処理を促進する。あるいは暮らしの部分では、災害公営住宅の供給。あるいはなりわいの部分では、漁協による生産手段の一括購入、共同利用システムの構築支援ということであります。さらに、中期といたしましては、安全の確保の部分では復興道路などです。例えば長期的にわたるものでは、多重防災型のまちづくりの推進ということで、防潮堤、防波堤はある程度時間がかかるということで、中期にも項目が伸びているものであります。これらが主な取組でございます。

次に、以下 24 ページからでございます。それぞれの分野ごとの取組内容でございます。これらにつきましては、前回まで御説明いたしておりますので、追加になった部分などについて改めて御説明いたすものであります。例えば防災のまちづくり、24 ページのところでは、緊急的な取組の4番目のところに、四つ目のポツのところに、多重防災型のまちづくり計画の策定という項目を動かしたものであります。

次に、25 ページのところでは、例えばであります。中期的な取組の二つ目のところでは、災害発生時において応急対策の拠点として機能する広域防災拠点の整備等について記載しております。

次に、26 ページであります。26 ページは、防災文化の部分でありまして、次に、27 ページであります。27 ページは、「安全」の確保、交通のネットワーク、このようにわかりやすいような図、ポンチ絵というものであります。これらを必要な項目、あるいは主な項目について添付いたして、わかりやすいような表現としているものであります。ということで、これはいわゆる復興道路というもので高規格幹線道路、縦軸であります三陸縦貫道、あるいは東北横断自動車道釜石秋田線、あるいは106号などなどでございます。これらについて

ネットワークの整備を図るということであり、28 ページがその具体的な内容でござい、29 ページがその工程表でござい。

次に、30 ページでござい。30 ページが「暮らし」の再建部分で、表現といたしまして生活・雇用という分野の名称に変更してござい。これらにつきましては、例えば被災者の住宅再建に向けた資金面等での支援ということで、避難所から仮設住宅にまいりまして、その後災害公営住宅、新たな住宅などということで、恒久住宅のフロー、考え方を示したものであり。

さらに、緊急的な取組の2番目といたしまして、住宅ローンの二重債務の解消に向けた国に対する提言というものを新たに起こしてござい。さらに、それから三つ下であり、生活再建に向けた被災住宅の新築や修繕等に対する支援ということ。

31 ページでは、中期的な取組の真ん中のところで、地域コミュニティに配慮した複合型集合住宅の整備を追加してござい。

次に、32 ページでござい。雇用でござい。雇用につきましては、緊急雇用事業のスキーム図を掲載しております。その中で、緊急的な取組ということで、これらの基金を活用した離職者等の雇用創出を項目として追加してござい。

次に、33 ページ、保健医療・福祉の部分であります。この図が保健医療福祉提供体制の整備のイメージということで、遠隔医療や中核的病院、ドクターヘリなど、2次保健医療圏との関係などを記載したものであり。

次に、34 ページ、35 ページめくっていただきまして、37 ページでござい。37 ページが教育・文化でござい。これらにつきましては、心のサポート体制の充実の部分でイメージ図をつけてござい。フローチャート、イメージ図をつけてござい。

さらに、38 ページといたしまして、項目を移記した部分もござい。38 ページの緊急的な取組のところで、一部項目をほかのところから整理したものもござい。県内外の臨床心理士の派遣など、あるいはいわての学び希望基金の活用など、さらに復興教育の実践事例の収集、活用が短期的な取組の二つ目の項目に記載してござい。

中期的な取組といたしましては、いわての復興教育プログラムの問題、あるいは防災機能を兼ね備えた学校施設整備、更には教職員の配置と人材登用について記載してござい。

次に、39 ページ、文化の問題については、新たに追加でござい。文化財レスキュー等による被災地域の歴史資料や文化財等の修復と保存を緊急的な取組として掲げてござい。

次に、40 ページ、地域コミュニティにつきましては、地域コミュニティの再生・活性化策ということで、震災前の地域コミュニティから応急仮設住宅、更には新たなまちでの地域コミュニティの再生というイメージ図を掲げてござい。

41 ページの緊急的な取組では、1番目で地域コミュニティに配慮した仮設集会施設等の整備支援ということでござい。

次に、42 ページが市町村行政機能のところにして、43 ページからが「なりわい」の再生でござい。その中で、漁業協同組合を核とした漁業、養殖業の構築ということで、共同利用システムのイメージ図を追加してござい。

同様に、45 ページまでいっていただきまして、産地魚市場を核とした流通・加工体制

の構築ということで、流通・加工のイメージ図を掲げてございます。

さらに、47 ページまでいっていただきます。47 ページには、漁港等の整備ということで、整備のイメージ図をポンチ絵として追加してございます。

次に、49 ページが農業の問題でございます。

次に、50 ページが林業の問題の中で、特に木材加工の問題でございます。

さらに、51 ページが経済産業でございまして、中小企業等への再建支援と復興に向けた取組ということで、中小企業再建の支援体制についてポンチ絵を追加いたしました。バランスシートの修復、あるいは収益の確保などの支援策でございます。その中の緊急的な取組であります。復興支援ファンド等による二重債務解消と新規融資支援など一貫した企業再生支援体制の整備、仮設店舗・工場など早期の事業再開に必要な施設等の整備支援などについて追加記載してございます。

次に、53 ページがものづくり産業の新生であります。資料が多くて、はしょって申しわけございません。それで、追加したものが沿岸部と内陸部との連携によるものづくり体制強化ということで、被災ものづくり企業支援サポーター登録制度の部分でございます。これが短期的な取組のものづくり企業とのネットワークの部分でございます。

中期的な取組といたしまして、産学官連携による産業人材の育成や地域の特性を生かした科学技術や学術研究による三陸の振興という項目を新たに追加したものであります。

次に、観光が 54 ページであります。復興の観光資源の再生と新たな魅力の創造の取組項目といたしまして、復興の動きと連動した観光地づくりプラットフォームの構築と誘客促進の取組のイメージでございます。緊急的な取組といたしましては、観光事業者等の早期復旧に向けた金融・経営支援や助成制度の創設を追加してございます。

次に、56 ページが復興の動きと連動した全県的な誘客への取組でありまして、自粛ムードにより沈滞した観光需要を喚起するため、キャンペーンを官民挙げて実施するということを追加してございます。

次に、57 ページからが取組項目一覧でございます。これらにつきましては、主な取組項目と重なっている部分がございます。57 ページの下の囲み欄では、「中・長期的な取組」には、第 2 期を中心とする取組を記載しているが、第 2 期の期間中に着手を予定するものの、当該期間内に完了しない取組や計画期間を超える取組を含めて記載していると、長期の取組についてもこのような考えで記載しているということで、これが 58、59 から続きまして、69 ページが観光の問題で、取組一覧でございます。

実施計画、いわゆる実施計画部分、3 か年の実施計画につきましては、これらの取組項目について具体的な事業や工程表など詳しくもう少し記載されるものであります。

次に、第 5 章、70 ページでございます。三陸創造プロジェクトということでありますが、復旧、復興に限らず新たな三陸をつくるという意味から、リーディング・プロジェクトといたしまして三陸創造プロジェクトを掲げたものであります。三陸創造プロジェクトは、横断性、創造性、独自性、長期性、あるいは多様な主体との連携という視点から、以下想定されるプロジェクトについて記載しております。例えば科学技術分野といたしましては、次項 1 行目国際的な防災研究拠点の形成、あるいは三陸の「海」の資源を活用した新産業の創出、産学官連携による海洋研究拠点の形成、あるいは国際リニアコライダーを核とした国際学術支援エリアの形成、ジオパーク構想の推進に向けた取組などを想定して

ございます。

以下、環境共生・自然エネルギー分野、津波災害の次世代への継承分野、産業振興分野、新たな交流による地域づくりの分野でございます。これらについては、具体化しているもの、あるいはアイデア段階のものなどさまざまでございますので、今後基本計画策定後におきましても、具体化に向けて検討を続けてまいりたいと考えてございます。新たな項目といたしましては、71 ページの三陸復興国立公園の創設を契機とした体験・滞在型観光の展開を追加してございます。

次に、72 ページ、復興に向けた連携であります。これらについては、追加した部分などについて御説明いたします。市町村との連携ということで、被災市町村との連携のみならず、内陸市町村との連携について項目を起こしたものであります。

更には、先程平山委員からいただいておりますが、多様な主体との連携ということで、関係団体、企業、NPO等入ってございますが、大学等の項目がこの段階ではまだ記載されていないところであります。

次、国家プロジェクトとしての復興の提案、あるいは他の地方公共団体との連携、4番目のところでは、例えばということで、さまざまな県から支援をいただいておりますが、73 ページの下から4行目、本県に現地事務所を設置した関西広域連合を始め、東京都、静岡県、名古屋市など、多くの地方公共団体から力強い支援の手が差し伸べられているというようなことから、こうした団体との連携についても取組を進めていくということであります。

次に、74 ページが専門家の意見・提言の反映状況、反映をしていくということであります。

さらに、計画の進行管理について、PDCAサイクルの中で進行管理を行うということであります。

附属資料でございますが、75 ページからが附属資料であります。本委員会の名簿、オブザーバー名簿、あるいは専門委員会の名簿が76 ページ、77 ページでございます。

次に、78 ページが設置要綱・規約などであります。

次に、策定の経過が81 ページであります。3月11日に発災後、4月11日に本委員会を立ち上げ、どのような活動をしてきたかということで、現地調査以降の本委員会の動きについて82 ページまで記載してございます。

83 ページが基本方針、4月11日の基本方針でございます。

これで87 ページまでが復興基本計画の冊子全体になります。さらに、先程申し上げましたように、基礎資料といたしまして津波防災の検討の資料を付ける予定にしております。

なお、本日は参考資料といたしまして、第4回の復興委員会での概要を参考資料1としております。

さらに、参考資料2であります。審議会、検討委員会等の開催状況ということで、関係各部などが意見交換、本復興基本計画を策定するに当たり御意見をいただいた項目、日時、どのような御意見をいただいたかなどについて、14 ページ物であります。添付してございます。

さらに、参考資料の3でございますが、3につきましては東日本大震災復興構想会議、

国の復興構想会議に知事が委員になってございますので、復興構想会議に御提案した事項でございます。資料3が前回の復興構想会議で御提案したものであります。財政措置上の提案に加えまして、7つの特区、岩手復興特区ということで7つの特区について御提案してございます。

次に、参考資料の4であります。4につきましては6月8日に臨時議会に諮ります補正予算の概要について、参考資料の4で添付してございます。主な内容について5ページ、6ページ、7ページまでであります。8ページが寄附金の活用、10ページが4月に一般会計補正予算（第2号）を4月予算で組んでおります。その概要でございます。

以上、復興基本計画について御説明いたしました。よろしく御審議をお願いいたします。

**○藤井克己委員長** ありがとうございます。今説明ありましたように、資料5、ビジョンと言っておりましたが、資料5にありますように復興基本計画（案）という形で仕上がってまいりました。全体で八十数ページもあるような大分なものでございます。これから質疑応答等から始めたいと思いますが、どうしましょうか。今回初めて紹介されたようなのが頭のところですので、はじめにと序章と第1章でしょうか、被災状況ですね、はじめに、序章、この辺から少し御質問等あればお受けしたいなと思いますが、いかがでしょうか。ここだけ切り出してどうのこうのというのはなかなか難しいところではあるのですが、御質問等ありましたら、御確認等、はじめに、それから序章、それから1章となりますと10ページまででしょうか。大体の考え方が示されたところです。被災状況は、第1章は御覧のとおりかと思えますけれども、序章、策定の趣旨、計画の役割、そして3ページに計画の構成、そして何よりも前回も問題になりましたけれども、計画の期間が序章の4に示されております。前は6年、8年、10年というような三つのプランニングが出てきましたが、今回は総合企画の第4回の委員会の御検討を踏まえて、3ページにありますように8年間を全体計画期間とするというふうにとまっております。この辺についても何か、いかがでしょうか。あとは復興の主体が4ページでございます。復興に当たっては、県民をはじめ、各分野や地域等の関係団体、企業、NPO、行政などと、この辺あらゆる構成主体が連携して復興の主体となるとあるのですが、ちょっとここにも平山委員の御指摘のように、大学あるいは高等教育機関という、ちょっとその辺の文言がないのはちょっといかがなものかなという気持ちも私もいたしております。この辺いかがでしょうか。

遠藤委員、お願いします。

**○遠藤洋一委員** 4ページまでということですのでよろしいですか。

**○藤井克己委員長** はい、そうですね。

**○遠藤洋一委員** 序章の4ページにあります項目の7番目、計画の見直しという項目がございます。関連しまして、資料の一番最後、74ページ、計画全体のまとめみたいな形で6に計画の進行管理という項目が設けられてございます。これらは関連するものではないかというふうに読んだのですけれども、私の思いとしては74ページの6をむしろ4ページの方に持ってきてもいいのではないかと。進行管理した上で、必要があれば見直しするというふうな形。74ページのところは、連携に係る章でございますので、進行管理のところ、確かに全体の一番最後ですけれども、前の方に持ってきて序章に統合した方が

いいのではないかというふうな思いで拝見しました。

以上です。

○藤井克己委員長 では、回答いただけますか。お願いします。

○大平総括課長 4ページと最後のところの関係でございますけれども、4ページの計画の見直しというものは、これは全体の計画でございます、今回作ります基本計画につきましては、パブリックコメント、あるいは皆様方さまざまな御意見をいただいた上で議会に御報告し、あるいは議会に御提案していくという手続がございます。そのようなことで、大きな見直し、社会経済情勢の変化や復興の状況等というのは、時代とか経済状況、さまざまな大きな流れの中で見直しをする必要がある部分というのが4ページの7の部分でございます。それについても必要な場合は見直しを行うという意味でございます。

74ページの進行管理でございますが、これらは具体的な事業、施策、それらの進捗状況、例えば復興実施計画レベルになるのか、あるいはさまざまな事業レベルにもなるかと思っておりますけれども、さまざまな事業単位で必要な修正は常に行っていくというようなことから、言ってみれば考え方のレベルと申しまししょうか、適切な言葉かどうかわかりませんが、そういう大きな計画の見直しというのが最初の考えで、あるいは事業単位のもの、もう少し細かいものというものを常に見直していくというような意味で分けたものでございます。

○藤井克己委員長 よろしいでしょうか。74ページのものは、各事業計画というのでしょうか、年度ごとにとということも入っていると思っております、時間軸でいいと思います。

○遠藤洋一委員 御説明いただきましてありがとうございます。74ページの進行管理の方には、マネジメントサイクルという文言がございます。これは、例えば3年、3年、2年というふうなサイクルととらえていいのか、もっと短く1年ごとのとらえ方なのでしょう。ちょっと私思いましたのは、フォローアップとかPDCAサイクル、阪神・淡路の場合は3年とか5年とかのところで見直して、変更もあったのではないかなと思ったものですから。一緒にまとめた、要するにマネジメントサイクルに沿ってチェックして、必要があれば見直しもかけるというふうな、そういう方向でいいのではないかなと思ったものですから。

○藤井克己委員長 マネジメントサイクルというのは、第1期、3年間の中のというような意味合いでしょうか。ちょっとその辺をお願いします。

○大平総括課長 県の考え方を申し上げますと、常に、毎年のマネジメントサイクルで評価する考え方になってございます。それがまず一つの基本的な考え方で、もちろん実施計画自体は3か年、3か年、2か年でございますので、3か年の実施計画がどのような進め方がされたかということ踏まえて次の実施計画ができますので、もう少し大きなマネジメントサイクルになります。

あと、先程遠藤委員からいただいたところの考え方の補足というか、復興に向けた連携等という、74ページのところに計画の進行管理というところが残っておったのですが、タイトルとして復興に向けた連携等というところで、遠藤委員のおっしゃるような違和感というものがあるいは出たのかなと思っておりますので、タイトルが適当かどうかも含めて検討いたします。

○藤井克己委員長 復興に向けた連携等となっていて、そこのところに入っています

よね。

○大平総括課長 連携等の中でマネジメントサイクルがあるのがいいのかということも含めて検討いたします。

○藤井克己委員長 このマネジメントサイクルも、年度ごとの意味もあるし、計画期間ごとのという意味もあるということですが。

ほかよろしいでしょうか。計画期間8年間ということについては、県の長期計画、2年過ぎて今3年目に入っていますけれども、残り8年と復興基本計画の8年、平仄を合わせるという、そういう考え方もあるかと思えます。

第1章まで、10ページまでよろしいでしょうか。9ページ、10ページに沿岸地域の概要ということで特徴が整理されているのですが、歴史・文化風土、これは大井さんにお伺いしたいのですが、漁業というのは何か漁協単位で運営されているという、私の聞いたところで林業の入会権ですね、それから農地、農業の水利用ですね、ため池から水路の施設利用、そういったことを自主的に管理しているというのが特徴だと。私全然漁業は知らなかったのですが、漁業権を漁協単位で運用されておられる、浜ごとにというのでしょうか、それがやっぱりこれまでの歴史的な伝統だというふうに聞いたのですが、やはりそれありますよね。ちょっと何かそういうのも10ページ辺りに盛り込まればいいのではないかとこのように思ってこの辺読んでおりました。

○大井誠治委員 水産、生産の方ですが、漁業の方は、先祖代々伝統の漁業、そういう指導を受けながら、正直言って零細漁民でございます。いろいろ資源管理だ何だと今問題になっていますけれども、我々やっぱり県の方から、漁政課から指導を受けて、その元締めである県漁連が取り仕切りまして、そういう指導で生産調整から漁具の関係からということで今まで指導してきたことが、資源の有効性といいますか、管理された漁業で来ていると私は思っております。宮城県の方ではいろいろございますけれども、あれはやはり宮城県の漁連の木村会長はすごく腹を立てております。我々伝統、先祖代々から伝わってきた漁業を資本力のある企業が入ってきて、その機動力でもって一気に漁獲努力するわけですから、そうすればその資源も一挙に壊滅します。そうすれば大手の企業はすぐ撤退して、残る漁民たちは大変なことになるわけですから、これはもう明らかでございます。これは、3年ぐらい前からいろいろの方がお話を、高木提言というやつなのですけれども、構想はいいなと思う方もあると思うのですけれども、我々漁民にしましては本当に管理された、そしてつくり育てる漁業になっていると思えます。だから、そういう格好で私たちは今の状況でやっぱりいいと思えます。

○藤井克己委員長 そういった水産業、漁業の特徴ですね、限られた資源を有効利用すると、みんなと相談しながら運営してきたのだという、そういうのをどこかに書き込んでもいいのではないかなと思えますけれども、林業でいう入会と、あと農地の水利かんがい施設の水利組合みたいな、同じようなことが漁協にあるということですね。漁業権の共通的な利用の考え方ですね。ちょっとどこかその辺も、持っている有用性を紹介していただければいいなと思っております。

○大井誠治委員 漁協は利益を生んでいるわけではございません。やはり指導の方へかなりの経費がかかりますので、そっちの方で、不当な手数料とかは全然取っていません。そういうことで、やはり今の状況が大事ではないかと思えます。



○藤井克己委員長 ありがとうございます。1章までに限って少し御質問を寄せていただきましたが、1章まで含めて、はい。

○遠藤洋一委員 すみません、たびたび続けまして。1章の私の読みですけれども、この被災状況についての1章は、第3章、まちづくりのランドデザイン、津波対策等の考え方とか方向性を考える上での前提にあたる部分ではないかというふうに読みました。それで、今回津波災害と言われるわけですけれども、例えば5ページの記述を見ますと、地震の概要とありまして、下の方には表1、地震津波の概要が整理されておりますが、津波については表の一番下の情報しか載っておりません。先程の御説明にあった、別冊の資料の方に多分詳しく載るのだと思いますけれども、できれば本文の方でもうちょっと津波の基本的なところ、これ難しいのかもしれないけれども、概要がわかるような情報を盛り込めれば、それに基づいてランドデザインとか対策の方向性みたいなものが論じられるのではないかというふうに思われました。本文で難しいのであれば、例えば6ページ表の2のところ、これから調査が進められるところもあるかもしれないけれども、津波に対する防災施設の破損とか流失状況みたいなものも書き込むことはできないものかという思いでございます。

以上です。

○藤井克己委員長 これはいかがでしょうか。回答できますか。

○大平総括課長 もう少し津波の被害状況について付け加えるようにいたします。

○藤井克己委員長 余り詳細になってデータが増え過ぎるようでもまた、何かわかりにくくなくなってもいけませんけれども、その辺は的確にわかりやすく心がけていただきたいと思えます。

第1章まで、「はじめに」に戻っていただいても結構ですが、よろしいでしょうか。

それでは、急ぐようですが、第2章、11ページからでございます。何といたしまして、第2章、11ページにあります復興の目指す姿でございますが、前回は3行にわたっての目指す姿、御紹介いただきましたが、総合企画専門委員会の方でまた御検討いただいて、横1行ですね、「いのちを守り 海と大地と共に生きる ふるさと岩手・三陸の創造」という、そういった案が上がってきております。11ページ、12ページ、これについて何か御意見いただければと思いますが、いかがでしょうか。

前回は3行にわたりまして、共生ということとつながり、人と人とのつながりですね、それから安全で豊かなふるさと岩手の再生という、そういう形で少し長目の基本目標でありました。よろしいでしょうか。全体を貫く一つの目指す姿ということになります。コンパクトにきりっとまとまっているかなという印象を私も持っておりますけれども、総合企画専門委員会でも相当何かやりとりがあったのではないかなと思いますが、よろしいでしょうか。

それでは、また何かありましたらさかのぼっていただいても結構ですが、続いて第3章でございます。13ページからのランドデザインで、かなりこれも技術的なことになってまいります。先程の平山委員の御指摘、減災というものがもう少し考え方が、減災という文字は出ておらなくて、総合企画専門委員会でも考え方は盛り込まれているのではないかという、そういう御意見が出ていた、そういう形でまとまったようではありますが、重ねて少し何か御意見おありでしょうか、この辺の第3章に関して。

○小川惇委員 第3章、13 ページの上から2行目のところに、防潮堤や湾口防波堤などという記載があります。それから、下の方のアの海岸保全施設の6行目に防潮堤や津波（湾口）防波堤、津波水門、陸こうなど海岸保全施設の整備というのが書いてあります。それから、ちょっと飛びますけれども、45 ページと47 ページの図2は漁港等の整備図が書いてありますけれども、これに防波堤が載っております。私は、17 ページのところの表1、防災のまちづくりのツールの一番上に、防潮堤、河川堤防という項目が載っておりますけれども、ここに津波（湾口）防波堤という項目は載せるべきではないかと。防災には非常に重要な防波堤ですので、どうしてここに、防潮堤は載っていますけれども、防波堤が載っていないのか、ちょっとそれが気になったところでもあります。

それから、この表の一番下のところの建築物というところがあります。三つ書いてあります。防浪ビル、避難ビル、避難タワー、右側の四つの項目がそれに当たるものだというふうに読んでおりますけれども、防浪ビルは、海岸に近い場所で津波の勢いを抑制する機能を有する。それから、避難ビルは、高台まで遠く、避難に時間を要する場所では一時避難所の機能を併せ持つ。それから、避難タワーは、加工工場、商業施設、公共施設等の概ね4階以上の建物を活用するというふうに、それであれっと思ったのですが、これはどうもそうではなくて、避難ビルがこの二つの項目、2項目がそうであって、避難タワーが一番下の近くに上記施設がないという項目が避難タワーであるというふうに見たのですけれども、そういうことで、これちょっと見るとそういうふうな読み方をしますので、避難タワーの位置付けをずらしたらどうかというふうに思いますけれども。

その二つでございます。

○藤井克己委員長 では、後者の方から。はい、どうぞ。

○若林県土整備部長 まず、17 ページであります。今の二つ目の建築物の適用区分のところであります。今言ったとおり、わかりづらい表記になっておりますので、避難タワーについて1段下げて記述したいというふうに思います。

それから、17 ページ、同じくツールの中で一番上ですが、防潮堤、それから河川堤防、ここに湾口防波堤がないのはちょっとおかしいという御指摘がありました。ごもっともでございます。ここに湾口防波堤を追記したいというふうに思います。

以上でございます。

○藤井克己委員長 湾口防波堤のツールとしての意味を十分評価しておられるということですね。防災面での骨格的防災施設として、防潮堤、湾口防波堤、河川堤防と入ってくるということです。となりますと、対応する右側の黒ポツもということですね。記載されるということになりますね。ありがとうございます。基本的考え方のところにも湾口防波堤載っておりますし、津波エネルギー、減衰効果確認というふうに表記されておりますので、今後のまちづくりにもツールとして生かしていくと、盛り込んでいくということでございます。

平山先生、何か重ねて。

○平山健一委員 国の防災計画が今月いっぱいかかるという中で、県の津波の専門委員会ではそれに先立って、百数十年に1回、すなわち明治レベルの津波に耐える防波堤をつくらうということを目指したのです。その点は非常に突っ込んだ、先進的な判断をしたと思いますけれども、明治並みの高さというのは、これまでずっと目標にしてきた高さであ

り、まだできないところを改めてしっかりつくろうということにすぎないわけです。先進的な取組ではありますが、それができれば安全ということでは決してありません。県北の方では明治の津波と今回は同じ程度でしたけれども、南の方へ行くとそれよりも5メートルも7メートルも上回っているところがあります。明治並みの整備をしても間に合わないところが多々あり、それについては避難道路を整備し、コミュニティの中で老人のお世話を考えると、あるいは防災教育の中で対応していかなければなりません。堤防さえつくれば安心だということではないことをしっかり訴えた方がよろしいのかと思います。どこかに、減災の考えを書き入れた方が良いのではないかと考えて発言した次第です。

○藤井克己委員長 この辺はいかがでしょうか。若林さん、何かお考えありますか。よろしくをお願いします。

○若林県土整備部長 13 ページの基本的な考え方のところであります。これを読みますと、目指すものが再び人命が失われることがないというふうにならず一番最初にうたっております。財産、まち、それから後ろの方には壊滅的被害を防ぐと、それからどうしてもハード対策のみで防御することは困難という、前にうたっております。よって、目指すものは防災を目指しますが、一定程度以上のものは守れないというのが根底には流れておるつもりでございます。また、これまでも津波対策施設を建設する際には、背後の住民に説明する際にはより以上の津波が来るおそれもあるから、逃げることを基本にしてくださいというお話はしてきたつもりであります。ただ、これが徹底されていたかどうかは、そしていろいろなシンポジウムとかそういうものを開きながら、それから防災教育も一定程度学校で取り扱っていただきまして、そういう形で進めてきたわけですが、その後これが最も大事なのだという防災文化を醸成して、とにかく続けていこうという思いがここに流れているというふうに御理解いただきたいと思いますが、どうしてもやはりそこが危ないということであれば、一番最後に安全の確保と減災を図るという、減災という言葉を使うことは我々事務局側も問題はないというふうに考えております。

以上でございます。

○藤井克己委員長 100%はないという、そういうことでございますが、防災文化を醸成しという、この辺ですね。ソフトウェアというのでしょうか、避難に向けたその対応、この辺を教育面できちっと植えつけないのでしょうか、醸成というよりも少し徹底するようなそういう表現の方が望ましいのではないかなという気もしますが、平山委員の考え方、この辺ですね、基本的考え方のところに少し織り込んでいただくようお願いしたいと思います。

グランドデザインでございます。ハード的なこともありますし、まちづくり、ソフト対策、これらが一体となって安全なまちづくりが形成されるということになります。

それでは、急ぐようですけれども、第4章、これは前回からも出ている内容ですが、特に補足する点等、新たな点について御紹介いただきました。それから、第5章ですね、結構分量ありますけれども、第4章、第5章、この辺についてお気付きの点、あるいは御質問ありましたらお願いしたいと思います。これまで見たのに比べてカラフルになって、また内容的にも整理されたという印象を持っておりますが、4章が22ページから、5章が三陸創造プロジェクト、これもこれまで簡単な項目だけだったのですが、想定されるプロジェクト例として70ページ、71ページに、取組例としては1行あるいは1行ちょっとぐ

らいのものですが、表記が少しふえております。4章、5章、全体通じて何かお気づきの点ございますでしょうか。

はい、どうぞ、植田委員、お願いします。

○植田眞弘委員 32 ページですが、取組項目の②の雇用維持・創出と就業支援ですか、その中期的な取組のところが産業復興と併せた雇用創出への支援や、新たな産業分野に対応した職業訓練を実施と、これもう少し積極的に打ち出せないかなということなのですが。前回は申し上げましたが、三陸沿岸地域というのは、地域経済というのはずっと被災前から縮小している地域です。特に 2000 年に入ってから地域全体の経済というのは縮小傾向を残念ながら示しております。その要因というのは製造業なわけですよ。ですから、雇用の維持、あるいは雇用の創出、雇用の再建というときに、産業復興とか新たな産業分野に対応した職業訓練というだけで、雇用の維持・創出というところでもう少し強い表現はできないのかなと思います。特に新たな産業分野に対応した職業訓練を実施というのは、中期計画の取組としてはちょっと弱いかなというふうに思います。

以上です。

○藤井克己委員長 例えばというのは何かございせんか。具体的な提案等ありましたらありがたいのですが。

○植田眞弘委員 ですから、産業復興と併せたというよりも、やっぱり産業復興ではなくて、産業振興ではないでしょうかということと、それから新たな産業分野に対応した職業訓練だけではないのかということですか、この辺のところにもっと新規産業を集積して雇用を創出していくみたいな中身が、具体的にそういう表現ができないでしょうかということになります。

○藤井克己委員長 では、齋藤さん、お願いします。

○齋藤商工労働観光部長 商工労働観光部でございます。御提案の趣旨、ごもつともだと思っておりますが、ここの箇所はあくまでも雇用という箇所に着目してしまして、私たち産業振興が主であって、それによって雇用が拡大するという考えは基本的にとっておりますので、後段の産業振興の方にいろんなプロジェクトも含めまして提案しておりますので、これは書き方の問題かもしれませんが、基本的な考え方はそのようにしております。もし何か具体的にここを書くべきというところがあれば、それはまた考えたいと思います。

○藤井克己委員長 重ねて何か。

○植田眞弘委員 今の点に関して、53 ページなのですが、53 ページのところの中期的な取組というのがこういうふうに具体的に書かれているわけですよ。この辺の内容が 32 ページのところにもちょっと反映していてもいいのではないのかなというのが私の意見でありまして、以上です。

○齋藤商工労働観光部長 御案内のとおり、53 ページのところでしたらしっかりとこういうことやっていくという前向きな話書いてございます。私どもの考えといたしますと、もう一度繰り返しになりますが、産業の振興がやはり牽引となって雇用の拡大を図るのだというところがございますので、書き方については御指摘を踏まえて検討させていただきます。

○藤井克己委員長 新たな産業分野に対応した新技術ですね、集積される、求められる新技術に対応する職業訓練というと、確かに何か受け身ですね。対応した訓練、トレーニング必要なのですが、ちょっとでは足りないのかこの辺、お考えの趣旨はおわかりだと思

ますので修正していただきたいと思います。

ほかいかがでしょうか、具体的な点について是非御意見出していただいて、県に対するこれが要望になると思いますので、直ちに今何か回答が得られるものではないかもしれませんが、お伝えいただければと思います。何か御質問、御意見お願いしたいと思います。

全体は、ありますように安全の確保、暮らしの再建、なりわいの再生という、そういう流れになっています。それぞれが緊急、短期、中期、長期という、そういった時間軸でもって取組が表現されている、整理されているということでございます。何かやはり漏れている点等あればと思いますが。

高橋委員。

**○高橋真裕委員** 私の印象は、全体的に非常にまとまりが出てきて、計画が非常によくなってきているというふうに感じております。23 ページの図ですけれども、非常に大事な点はやはり緊急時、それから短期のところ、ここをいかにスピードを上げて実現をしていくかということに尽きるのだろうというふうに思っております。ここが具体的に実績が上がってくれば、中期、長期というふうなところにも結びついていくし、それから非常に被災者も自信を取り戻し、元気が出てくる、勇気がわいてくるというふうなところにつながるのだろうというふうに考えています。そこで、私は緊急のところとか、短期のところを一つ一つ見ていくときに、果たして本当にこれがスピーディーに実現できるかどうか、というのは、実はこの計画の中には盛られていないのですが、財政的な裏付け、これが果たして本当にどこまで実現性があるのか占う大きなポイントだろうというふうに思っております。その辺のところがこの計画に全く打ち出されていないものですから、果たしてそれがどういうふうな状況にこれからなっていくのか、その辺のところはこれからの、是非県の方も力を入れて対応していただければいいなというふうに思っている点です。

以上です。

**○藤井克己委員長** 私もその辺が、今日の参考資料でも県の補正予算でしょうか、予算の関係が出ておりましたが、これだけで対応できるものでもありませんし、財政的な裏付けが当然なければこういうものが具体化していかないということになります。もう一つ法的な縛りというのでしょうか、何か超えなければいけない問題というのがあるかと。この辺が特区という考え方で、知事からも国の復興会議に向けて7つの特区という形で御提言があったところだと思うのですが、いかがでしょうか、23 ページのこの辺の時間軸、具体化していく上での財政的な問題を、では大平さん、よろしいですか。

**○大平総括課長** 現段階でこれらのすべてをどの程度かかるかというような試算はできておりません。まず、復興計画自体が2ページのところの計画の役割の(4)のところで書いてありますように、岩手県としての復興の方向性と取組を明らかにし、国に対し、必要な復興事業の推進や支援を要請する計画であるということ、県とすればこのようなことをやっていく必要があるということ、必要性あるいは何々をこれからやりたいということをお示しすると、そういうものの役割で、これで国に対して例えば補正予算の要求だとか、あるいは来年度の予算要求をするというようなものがございます。具体的にやり方等申し上げますと、参考資料の3のところでも復興構想会議のところでも先週知事が御提案申し上げたものであります。ということで、参考資料の3のところ、復旧・復興のための

事業は国費による力強い支援を基本とした措置を創設する、あるいは補助事業の措置を創設するなど、3番目には復興一括交付金の問題、あるいは財源措置の充実確保ということで、現段階では要望している段階でございます。参考資料の4には今回の明日議会に対して御提案申し上げる予算のところにも書いてございます。このような事業を行うに当たっても、ある程度の国庫を見込みながら、あるいは県としての借金であります県債とか一般財源、例えば基金等の取り崩しなども行って取り組んでおりますが、最初に申し上げました認識のもとでございますので、通常の県の長期計画のように毎年の予算から中期の財政見通しを組んで、それによってこの程度の事業は行えるというようなことは、ちょっと現段階ではなかなか難しいと。ただ、規模感といたしまして、復興の実施計画を作る段階などにおきましては、もう少し精度の高い資料にしたいと考えてございます。財源措置、あるいは必要な事業規模なども盛り込めるものは盛り込んでいきたいと考えております。

○藤井克己委員長 よろしいですか。

○田中卓委員 23 ページのがれきの件のところで、早期撤去というふうな項目が緊急の課題として上がっておりますけれども、同じ沿岸でも南の方は非常にまだ撤去なんか遅れているというところが出てくるやに伺っていますが、県北の方なんかはがれき自体の撤去はある程度めどが付き始めてきているように見えます。ただ、処理が全然、まともってはいましても、処理が進んでいない。そういった形で、それぞれの市町村さんがお持ちになっている残存している能力というか、今これは提供できる能力がありますよというふうなのをもうちょっと集約を進めていくのも一つの手ではないかなというふうに思っています。がれきの撤去ということだけでなく、例えば今仮設住宅なんかは皆さん場所がなく学校校庭なんかにつくられております。おそらくクラブ活動とかそういったものができない状態で過ごされている学生さんなんかも多いように伺っておりますけれども、例えば夏休みを利用して、県北、二戸、葛巻さんとかそういう体育施設を持ったり、体験学習ができるようなところに一時的に臨海学校みたいな感じで避難してリフレッシュをしていただくとか、そういうふうなそれぞれが持っている得意な分野というのを寄せ集めると、案外もうちょっと違う展開が見えてくるのではないかなというふうに感じております。

あと、仮設住宅なんかに関しては、30 ページで一番下のところ被災者の生活の安定に向けて、住まいや生活全般に関するさまざまな相談に対応できる体制というふうに記載されておりますけれども、私ちょっと伺った範囲ですと、仮設住宅というのは実は寒冷地仕様になっていないというふうに伺っております。窓の方を二重にするというふうなことで対応はとられるというふうに話は伺っておりますけれども、心配されるのは冬場の状態になります。冬の間には一時期災害対策で各県から警察の方がお見えになって、その方たちを泊めるのに勤労青少年ホームという施設を使わせていただいたことがあったのですが、壁が余り丈夫にできていなかったもので、泊まっていた間に非常に結露して、毎日布団を乾かさなければならないような状態で、非常にご苦労をおかけした経験があるのですけれども、そういった冬場に向けての対応。

それから、今被災状況が皆さん違われるので、いろいろ段階的に問題が出てくると思うのですが、それぞれの行政単位で全部片付けてしまうということではなく、こういうふう

に全体をネットワークをつくって、ここではこういう問題がありましたとか、こういうところに気をつけた方がいいですよというふうな情報発信をどんどんしていく必要があるのかな。これは、県云々ということだけではなくて、そういった体制をみんなで作っていきという非常に努力が必要になってくると思いますけれども、そういうソフト面でのバックアップというのも非常にこれから重要になるような感じがしております。

以上です。

○藤井克己委員長 復興の基本計画の中でも、特に緊急的な取組ですね、この辺は横断的に連携しながらという、そういう御指摘かと思いますが、この辺はどうでしょうか。

はい、お願いします。

○工藤環境生活部長 環境生活部長でございます。がれきの関係について御提言をいただきました。ありがとうございます。県北地域におきましては、がれきの撤去が相当程度進んでおりまして、被災地域が拡大しております県南部では遅れているというふうな一般的な状況がございます。がれきの撤去については、基本的にはそれぞれの市町村がやっているわけではございますが、例えばがれき撤去が進まない要因の一つとして、仮置き場の確保というふうな問題等がございます。具体的に申し上げますと、例えば宮古市さんの方ががれきの仮置き場ということで、撤去が進んでおります岩泉町さんが一部協力するというふうな広域的な取組もございますし、またがれきの処理に当たりましては、その処理施設が圏域ごとに偏在しているというふうな状況もございまして、そういった中で処理するに当たりまして、御提言のありましたように広域的な連携というものを図っていきたいというふうにご考えているところでございます。貴重な御提言ありがとうございました。

○藤井克己委員長 あと仮設の問題。はい、どうぞ。

○若林県土整備部長 仮設住宅のお話をいただきました。現在建設を進めている1万4,000戸につきましては、岩手、宮城、福島がすべて一気につくる、とにかく早くつくらなければいけないということで、とりあえず標準仕様で現在進めております。9月までにはそこに外張り断熱をやりまして、岩手だけが寒冷地仕様なのでありますけれども、9月までにはサッシと外張りの断熱を追加工事でやるということで発注者側にお話をしておりますし、それで協定を結んでおりますので、その旨で進めさせていただきたいなというふうにご考えております。

○藤井克己委員長 よろしいですか。ありがとうございました。23ページを見ての御発言でございました。

ほか何かいかがでしょうか。第5章が70ページですか、三陸創造プロジェクトです。70ページ、71ページにございますが、第4章は22ページから始まって、23ページに全体の計画期間との関係が整理されて、ずっと具体的な取組が緊急、短期、中期と載っておりまして、第5章、三陸創造プロジェクト、少し前回に比べて主な取組例が肉付けされたところもありますし、新たに三陸復興国立公園ですか、こんな文言も取組例として加わっております。大きな区分としては5分野整理されていますが、何かお気づきの点、まず考え方で横断性、創造性、独自性、長期性、そして多様な主体との連携という、そういう形でプロジェクトが掲げられているということですが、よろしいでしょうか。

はい、どうぞ。

○石川育成委員 4章のところちょっと申し上げていいですか。33ページ、この前事

事務局の方に 34 ページの短期的な取組のポツの二つ目ですね、ここのところ私事務局に直接指摘をしておったのですが、ここは直っておりますからよろしゅうございます。

それから、保健医療福祉という言葉、続けて言う文言と保健医療・福祉というのといろいろな書き方がありますので、これは統一なされた方がいいのではないかなと思います。わかりますか、事務局いいですか。どっちかに統一すればいいですよ。保健医療福祉と続けてもいいですから、続けるなら全部続けて、保健医療・福祉というのと一本になっているところがありますから、ちょっと見ていて読みづらいなと思ったので、そこを直されたらいいと思います。

あとは、余り文章をいろいろいじって、かえって混乱するよりは非常にわかりやすいなと思って見ました。

以上です。

○藤井克己委員長 ありがとうございます。

伊東さん、お願いします。

○伊東碩子委員 ただ今の石川先生と同じ章でございますが、34 ページ、短期的な取組の二つ目のポツのところでございます。このたび3月30日付において、厚労省の方で緊急派遣職種というもののの中に、医師、歯科医師であるとか薬剤師、ここに連なっております職種の中に管理栄養士が組み込まれたのでございますので、是非ここにに入れていただきたいと思います。そのようになっておりますので、御確認の上、事務局の方でよろしくお願い申し上げます。

○藤井克己委員長 保健医療福祉従事者の内容ですね、そこに管理栄養士も入っているということですね。

○伊東碩子委員 緊急派遣職種と、今回のこういう災害の場合に。保健師は当初から入っておりましたけれども、現実にはこういう場合は過去にずっと動いてはおりましたけれども、厚労省の方でのこういう書き込みの中には記載がなかった。そこを3月30日に日本栄養士会、我々栄養士会の方で働きかけてそういう体制にとっていただいたのでございました。

○藤井克己委員長 ちょっと文言の整理をお願いします。

ほかいかがでしょうか、お気付きの点ありましたらお願いします。ちょっと専門的なところでわからないところも多いものですから、それぞれの目で見ていただいてチェックしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

第4章がかなり内容的にはいろんな取組が表現されて、第5章に三陸創造プロジェクトという形で、次に向けてのプロジェクトが想定されるプロジェクト例という形で上がっております。これについて何かありましたらお願いします。よろしいでしょうか。

そして、最後は第6章になります。復興に向けた連携等ということで、先程遠藤委員御指摘のように、復興に向けた連携のみならず、いろんな今後の進め方が記載されていますので、ちょっと第6章の表記そのものは、表題ですね、変更する可能性があります、内容的にはどこと連携するのかということと、それから専門家の意見、提言の反映、それから進行管理という、そういう立て方になっています。そして、ぐるっと輪っかがあって、多様な主体というのはどういうものなのかというのが記載されていますが、先程平山委員御指摘のように、大学あるいは高等教育機関という表現がここにありますので、輪っかの



中にはあるのですけれども、県民、関係団体、企業、大学、NPOなど、大学、高等教育機関という人材育成に携わる機関の名前も入った方がいいのではないかなと見ておりました。いかがでしょうか。5章、6章とちょっと目を移しておりますが。

遠藤委員、お願いします。

○遠藤洋一委員 5章と6章に関連して御質問させていただきます。6章でいいますと4番にあります他の地方公共団体との連携という項目に関連してですけれども、5章の三陸創造プロジェクトの内容といいますか、今後の進め方に関係する質問です。まず質問の1番目としては、こんなふうな復興の象徴となるようなリーディング・プロジェクト、阪神・淡路の時には同じように戦略的で復興のシンボルとなるような国の復興特定事業と言いましたでしょうか、あの時たしか四つぐらいの柱で進められたように理解しておりますけれども、それと今考えていただいております三陸創造プロジェクト、同じようなものと理解してよろしいのか、あるいは相違がありましたならばそれについてお聞かせいただければというふうに思います。

それから、関連しまして今回、国の復興構想会議では、5月10日だったでしょうか、7つの原則みたいなものが出されております。ここに例示されておりますプロジェクトの例もその7つの原則に関連するようなものが結構載っているのではないかと思います。これからさまざま考えられるのではないかと思いますけれども、他県の場合、例えば宮城とか福島の場合でも、7つの原則に則ったプロジェクトみたいなものも出てくる可能性もあるのではないかと思います。

それで、他県との連携に関してですが、例えば71ページのところに2番目の項目で、津波災害の次世代への継承、アーカイブセンターというものが盛り込まれております。国の復興構想会議のたしか3回目だったと思いますけれども、赤坂憲雄委員が同じような構想について述べておられます。赤坂委員の場合には、東北一円を視野に入れた形で東北災害アーカイブセンターといたしましたでしょうか、そんなふうなものの設置を提言されておられます。赤坂委員は福島の復興プロジェクト検討委員もなさっておられまして、その場でも同じような構想を紹介されておられます。それぞれ宮城とか福島とか岩手では、状況も違うと思いますし、それぞれの県の特徴といいますか、強み、弱みも違うと思いますけれども、今後プロジェクトを長期的な観点で進めていく上で、ほかの県との連携みたいな方向、たしかこの委員会の1回目にも平山委員が、広域的な三陸全般といいますか、ほかとの連携みたいなものも視野に入れたことができないかというような御発言もあったと思いますけれども、東北全体、あるいは日本のこれからのあり方みたいなものを考えた上で、他県と連携した長期プロジェクトは考えられるのかどうか、事務局のお考えを伺えればと思います。

以上でございます。

○藤井克己委員長 よろしいですか。では、事務局お願いします。

○大平総括課長 リーディング・プロジェクトの考え方でありまして、三陸創造プロジェクトにつきましても、まずさまざまな段階のものがございます。その中で、国に提案していく必要があるもの、あるいは県単位でできるもの、もちろん財源の話ではなく、県が事業主体となって行えるもの、あるいは国が事業主体になって行ってほしいもの、あるいは国からの大きな財政支援が必要なもの、さらに東北全体として取り組むものなどな

ど、さまざまなものと考えてございます。ということで、例えばということで、宮城県と連携しながら行うようなプロジェクトも想定してはございます。東北に一つあればいいようなプロジェクト、あるいは日本に一つあればいいようなプロジェクト、その中で例えばアーカイブセンターというものも国立の資料館みたいな、復興あるいは震災公園、あるいは記念公園みたいなものもあるかと思えますし、あるいは県独自で岩手県の資料館、あるいは市町村単位など、そういうさまざまなレベルもあると思えますので、御趣旨を踏まえまして、大きなものについては東北一つであればいいようなものについては国に働きかける、あるいは宮城県や福島県などと連携しながら取り組んでまいりたいと思っております。それらについては、現段階でどれが東北で取り組む、どれが岩手県で取り組むという個々の例示はできない状況でございます。考え方としてはございますが、さまざまなものがあるということで、これから具体的に詰めていきたいと考えております。

さらに、特区との関係であります、特区についてはこれらについても同じような考えでありまして、直ちに行わなければいけないもの、例えば漁業関係の特区というのは漁業再生特区というのも、参考資料3の中で例えば漁業の問題とか、あるいは保健医療福祉などの問題については、直ちに行わなければならないようなものでございますので、これらについては取組一覧の方に出てくるようなものもでございます。さらに、再生可能エネルギーの導入などについては、こちらの三陸創造プロジェクトに入るなど、これらについては、特区については、そういう時系列で処理とか、横断性とかで整理している切り口ではございませんので、国に対して県とすればこういうのも重要であるということで、復興構想会議が考えていくこれからの御提言などに是非盛り込んでいってほしいと、それが宮城県さんなどからも同様の賛意が得られているというふうに御理解いただきたいと思っております。そういう意味で、切り口等が違っているというものであります。

さらに、特区につきましても、7つの特区で終わりということではございませんので、これからも必要なものについては国の提言の概要等がわかり次第、県としても追加して進めておく方がいいということで判断いたしましたところでは、提言を行ってまいりたいと考えております。

○藤井克己委員長 千葉さん、お願いします。

○千葉政策地域部長 他県との連携を担当しております政策地域部でございますが、今具体的な話は大平の方が申しましたが、例えば宮城県、福島県との今後の連携については、今月政策担当部長の会議を開催することとしておりまして、その中で共同して取り組んでいくものについては、今後さまざま進めていきたいということで会議を開くこととしております。

○藤井克己委員長 3県で定期的なそういう集まりがあるわけですか。

○千葉政策地域部長 これから始まります。

○藤井克己委員長 これから始まると。そうですか、わかりました。復興に向けた連携、第6章で73ページの4のところですね。3のところには国家プロジェクトとしての復興の提案等、国家プロジェクトとしてのという位置付けがあって、その下ですね、4、他の地方公共団体との連携ということで、宮城県、福島県などの表記もあるところです。こういう形で表現はされておりますが、位置付けについては今説明あったとおりです。第2章で復興の目指す姿ということで、三陸の創造で、頭に岩手・三陸のというような、やはり岩

手県のというのが一つ大きな枠組みとして示されているのかなと私は聞いておりました。三陸といいますともう少し広い範囲の概念になるかと思うのですけれども、ふるさと岩手・三陸の創造という、この辺がやはり岩手県の三陸創造プロジェクトなのだとしたことかと思えます。

ざっと全体御質問等受けてまいりましたが、今日初めて御出席の東梅副町長さんは、全体通じて御意見、あるいは今の現況の御紹介でも結構ですけれども、何かお考えお聞かせいただければと思います。よろしく申し上げます。

**○東梅政昭委員（野田武則委員代理）** 沿岸の被災市町村で構成しております復興期成同盟会、釜石の野田市長さんにかわりまして初めてこの会議に出席をさせていただきました大槌町の副町長の東梅と申します。よろしく申し上げます。

今基本計画についていろんな御指摘やら、それに対する御説明をお聞きいたしました。私、質問とか自分の考えを二、三述べたいと思えますけれども、過般 30 日に復興ビジョン案というときの資料をお持ちいただいて御説明を承っておりますけれども、その中には今後6月中には県議会に御説明する、あるいはパブリックコメント、あるいは地域説明会というふうなスケジュールがあるようでございますが、この復興委員会は今回の5回目で終わりなのか、またもっと開催するのか、その辺をお聞きしたいと思います。

それから、以前この会議で6年、8年、10年の話のことが取りざたされたことがありました。過日知事さんとお話する機会がありましたので、その辺のことを知事さんから直接お話は聞いたわけですが、知事さんの6年、8年、10年のとらえ方、案としての御説明を聞きましたら、随分理解ができたのです。そういったところで、県民の方が復興の基本計画、それらを十分理解していない部分があるのではないかと、そういうふうに思っています。各自治体、県民の方々それぞれ、岩手県ではどういうまちづくりへの復興計画を作っているのかというのがまだまだ目、耳に入っていないような気がいたします。海から遠いところでこういう議論もしていますし、被災されている方々というのは仮設住宅に入りたい、自分の明日の生活がどうなるのだろうという環境の中で生活しておりますので、岩手県でこのように一生懸命復興の計画を作っていると、なかなか目、耳に入っていないのかなと、そういうふうな感じを持っておりますので、できるだけわかりやすく、理解しやすいように、県民誰もが、被災されている方々が特に理解しやすいようなそういった内容で、もっと県の復興、今度は基本計画になりましたが、そういったものを周知、あるいは発信していく必要があるかと私は感じております。

それで、私の個人的な要望ですが、この計画の主要な部分、我々の方では新聞情報しかわかりませんので、例えば16ページから22ページまで辺りのダイジェスト版、これを被災世帯に配布できないものかと、全部細々やっても無理でございますので、そういった岩手県ではこういうまちづくりのグランドデザインなりを作っているのだなという辺りをダイジェスト版を作って配布して、情報共有なり復興委員会での業務ぶりを発信するのも手だての一つではないのかなというふうに考えております。

それから、御案内のとおり、今各被災自治体に国交省、あるいはUR等々が入っている調査、検討しております。それで、最近の新聞情報では、六つの県の62市町村でいろいろ調査をしていると、そして防災工事をすれば安全に暮らせる地域、移転すべき地域などに分け、8月にも市町村に示すという国交省の方針が載っております。そういった方

針と今後の計画での、実施計画の辺りの整合性はどのようにとられて、どう説明されるのか、その辺も十分に調整を図って、県民あるいは被災住民の方々に御説明していく責務があるのではないのかなというふうに感じております。

以上でございます。

**○藤井克己委員長** どうもありがとうございました。この委員会としても、被災地の沿岸地域の

意見をくみ上げて、ここに各業界からまとめて出していただくと、こういうお願いをしてここまで臨んでまいりました。期間の年数につきましても6年だという案が、早じまいしてしまうようなものではなくて、スピード感を持ってやり遂げて、次の再建、創造推進とか、そういったものに取り組むのだという、そういう考え方が6年という期間設定でございましたが、先程8年ということで認めていただきましたが、情報の共有ですね、これからも必要かと思えます。

それでは、今後の進め方も含めて事務局から御説明いただけますでしょうか。

**○大平総括課長** それでは、私の方から今後の委員会の進め方でございます。まず、基本計画部分につきましては、本日基本的なところで御了承いただきますれば、あとは文章の修正、あるいは追加の要望などを踏まえまして、県といたしまして修正の上、9日、あさってでございますが、県としての基本計画の案ということで取りまとめたいと思っております。したがって、これにつきましては復興委員会の方では、一応基本的なところでは今回の御審議で基本計画の全体像については御審議いただいて、最終回と、5回目ということになります。ただ、これから実施計画をつくっていくことと、あとパブリックコメントや議会での御意見、御提言など、さまざまな追加の作業もございます。作業といえますか、御意見、御提言を反映させていく手続もございますので、それらを踏まえまして基本計画の修正ということが当然想定されますので、その段階におきまして再度御審議いただくと考えてございます。それらにつきましては、県の実施計画、3か年の第1期の実施計画も8月ころにはたたき台ということで出ますので、それらとあわせることというのを今事務局では考えてございますが、これから日程、あるいは進め方で変わることがございます。したがって、8月くらいにはもう一回お集まりいただくというのがあるのではないかと考えています。さらに、必要に応じて実施計画の御審議が必要な場合は、更に追加して開催するなどさまざまな手続もあろうかと思えます。それについていつ何回やるというふうにまだ検討してございません。決まりましたならば御連絡申し上げます。

さらに、復興基本計画の周知、ダイジェスト版などのお話もいただきました。これらにつきましては、まずいわてグラフ、全戸配布するいわてグラフに掲載することも考えてございます。それらの内容につきましては、今後詰めてまいりたいと思えます。特に全体のビジョンといいますよりも、県民の方が今一番関心のある事項、被災者の方が一番関心のある事項にちょっと色をつけるというか、そちらの方に重点を置くべきではないか。つまり緊急的な取組とか、まちづくりのデザインの部分とか、その辺について丁寧に御説明する方が全体の概要を御説明するよりいいのではないかと考えております。これにつきましては、今御意見いただいた東梅副町長さんの御意見も踏まえてこれから検討してまいりたいと思えます。

さらに、概要版というものも作ることを考えてございます。沿岸市町村などを回ります際

には、わかりやすい資料としてこれらの八十数ページのものをコンパクトにまとめて、概要版的なものをつくって御説明の方が効果的だと思っておりますので、それについてもこれから考えていきたいと思っております。

あと、国交省の関係。

○藤井克己委員長 グランドデザイン関係でしょうか。はい、どうぞ。

○若林県土整備部長 今お話がありましたけれども、国交省が進めている直轄調査という調査をしております。これは、各市町村にブロック内に、一つ置きとか一つとか、あと二つぐらいにブロックに分けて、国交省がコンサルに委託をして、その市町村の復興計画を作る際の基礎資料等の参考になるべく、そのコンサルが手足になって市町村を支えようという形で今進めているところであります。私の方からも、そのコンサルにはなるべく市町村さんの手足になって働くようにというお願いをしております。ですから、それは市町村さんのまちづくりの中で一体で進めていく。県は、一定程度の考え方を今まで示しました。市町村さんにも津波防災技術専門委員会には来ていただきまして、進んでいる内容については御理解をいただいていたと思いますけれども、今後その考え方をもって各市町村さんと協議しながら、国交省が進めているコンサルも含めて、一体で今後の復興計画及びまちづくりを進めていきたいと考えております。

以上です。

○藤井克己委員長 以上、事務局から今後の進め方も含めて計画が示されましたが、この復興基本計画全体と、それから今後の扱い方ですね、この辺について何か御意見ありましたらお願いしたいと思っております。

長岡さん、お願いします。

○長岡秀征委員 勉強不足でほかの県のやつは見ていないのですけれども、全体を見たときに復興計画で岩手県ならではのものがこの中にあるのでしょうか。これ言い換えれば、これを全部宮城県にかえてもそのまま通用するというような形なのでしょうか。それとも岩手県にはこれが岩手県らしさの復興の取組ですよというようなことが中にあるのでしょうか、それが一つ。

がれきについてですけれども、細かいことなのですけれども、がれきの再利用というようなものは研究機関だとか大学とかというようなことで、がれきの処理についての再利用というようなものを研究したらいかがかなというような感じも最初に思っていたのですけれども、ちょっと遅くなって発言するのですけれども、そんなような感じで、がれきの処理でいろんな再利用やっていると、新しい産業だとか雇用が生まれれば、がれきの処理についてよかったかなというようなことも考えられますので、その辺について。

それから、2ページの序章のところなのですけれども、計画の役割の5で、国民や国際社会の積極的な支援と参画を通じた開かれた復興を促すという、何か言葉だけ見ると復興が隠れたところでみんなやっているのかなというような感じがちょっと思われたので、この開かれた復興というのはどういう意味でここに書いてあるのか、ちょっとその辺お伺いしたいなと思っていたのですけれども。

○藤井克己委員長 3点ほどありましたが、まずは岩手県オリジナルのところとがれきの再利用ですか、それから最後は2ページの開かれた復興なるものの中身ですが、大平さんでいいですか。

○大平総括課長 それでは、3点の御質問のうち、まず最初の岩手県ならではと。宮城県の復興計画をきちんと分析しているわけではございませんが、これはもちろん岩手県が一から、我々職員が一から皆さん方の御意見をいただいて作ったものであります。ということで、まず作り方とすればそのとおりであります。さらに、このコンセプトも、「人命が失われるような津波被害は今回で終わりにする」というようなコンセプトなど基本的な考え方につきましても、津波の防災技術専門委員会などの御意見や技術的な分析、これらについては岩手と宮城の被害が全く違いますので、福島も含めてですね。三陸海岸特有の津波の状況というものを踏まえております。したがって、計画につきましても、第3章にまちづくりのランドデザインというのが、これ書いてありますが、これは全く岩手であれば出てこない、岩手県しか通用しない考えだと思っております。さらに、漁業につきましては、先程も大井会長からお話もありましたが、宮城県の漁業と岩手県の漁業というのは全く違いますので、それに対する考え方も、漁協を中心とする、あるいは津々浦々の一つずつの港を中心とする漁港漁業コミュニティと、そういう基本的な成り立ちを踏まえたすべての漁業に対する考え方も違ってございます。そういう産業構造や、もちろん農業も含めてですが、産業構造も岩手オリジナルのもので、それを踏まえた復興計画というふうに考えております。したがって、2か月間でここまで皆さんの御意見をいただきながらつくってまいりましたのですが、それらについてはすべて岩手オリジナルとさせていただきますので、多分できて比べていただければ全く違うものというふうにわかると思います。宮城県も6月2日に第2回の委員会ということで基本的な形が出てきておりまして、更にこれから宮城県の方では進んでいくと思っておりますが、進度的には岩手の方がこの段階で、あさって公表となりますので、案という形では早くでき上がるというふうに考えております。

一つ飛ばしまして、開かれた復興でございますけれども、これはつながりという、いろんなところからの御支援や御協力などいただいて、まず現在の復興に臨んでいると。さらに、今後においても復興をなし遂げるためにはいろんな方からの御支援をいただく、知恵をいただくという意味で開かれた復興ということでありまして、連携という言葉をもう少し広い概念といたしまして、今つながっていなくても向こうの方から岩手の力になりたいというような方々の御意見等、御提言などはどんどん受け入れていくと。逆に今度はそれらのいただいたものを、復興の計画などについてもこれからどんどん世界に対しても、内外に対しても発信していくというような気持ちを込めて開かれた復興ということとしたものであります。

がれきの再利用につきましては、環境生活部長さん。

○工藤環境生活部長 がれきの再利用につきまして御提案をいただきました。本県は、資源循環型社会の構築を目指してございます。当然がれきにつきましても、単に埋め立てるとか、あるいは単に焼却するというのではなくて、可能な限りリサイクルをして生かしていくという考え方に立って処理を進めてまいりたいというふうに考えてございます。例えば木くずなどにつきましては、破碎をいたしましてパーティクルボードだとか、そういった新たな製品に生まれ変わるといったようなこと、あるいはセメントの原料としてのサーマルリサイクルというふうな方法などもございますし、それにコンクリート殻につきましても破碎いたしまして、建設用の骨材として再利用するというようなことなどなど、御提

言の趣旨を踏まえながらリサイクルを進めたいと思っておりますし、またいろんな大学、あるいは研究機関などから御提案いただいているような事項もございますので、そういったことも踏まえながら有効に還元活用されるような形で処理を進めてまいりたいというふうな考え方で進めてまいりたいというふうに考えてございます。

○藤井克己委員長 以上、回答をいただきましたが、長岡委員よろしいですか。

ほか全般を通じて、それから今後の進め方について何か御質問、御意見いただければと思います。よろしいでしょうか。

今のお話ですと、あさってある程度もう固めてしまうということですが、今日御意見いただきましたので、事務局が修正するということになりますが、修正後の復興基本計画（案）につきましても、今日出されました御意見、修正方向、そういったものが本当に適正に反映されているか、私委員長が代表して確認したいと思いますが、委員の皆様から御一任いただけますでしょうか。

「はい」の声

○藤井克己委員長 ありがとうございます。それでは、私が代表して確認することといたします。適正さを確認できました場合は、その旨事務局を通じて委員の皆様にもまたお知らせして、修正した復興基本計画（案）については皆様に御送付したいと思っております。よろしく願いいたします。

それでは、復興基本計画(案)について、最終的な方針、合意を得ることができましたが、達増知事から何かお考えの点等ありましたらお願いできますでしょうか。

○達増知事 5回にわたる委員会、御審議をいただいて岩手県東日本大震災津波復興計画復興基本計画（案）ということでおまとめをいただきまして、まことにありがとうございます。

科学的、技術的な必然性に基きつつ、社会的、経済的必要性に沿った岩手らしい基本計画になってきていると思いますので、更に県民的な検討を重ねた上で、135万県民がみんなで力を合わせて取り組んでいける計画としていきたいと思っておりますので、引き続きよろしく願いいたします。ありがとうございます。

○藤井克己委員長 ありがとうございます。

議事は、続きましてウ、その他となっておりますが、何か委員の皆様からお考え等ありますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、ないようですので、議事はこれをもって終了いたします。進行を事務局にお返しいたします。

### 3 その他

○木村副部長 委員の皆様、長時間にわたる御審議大変ありがとうございました。

大震災津波から1カ月後、4月11日に第1回目の会議を開催いたしまして、今日で5回目、非常にタイトなスケジュールの中、毎回御出席いただきまして大変ありがとうございました。

今後におきましても、先程お話しいたしましたとおり、実施計画、それから基本計画（案）のさらなるブラッシュアップというか、それに向けましてまた御意見等伺っていききたいというふうに考えておりますので、引き続きよろしくお願いをいたします。

次回の開催予定等については、また改めて御連絡を申し上げます。よろしくお願いいたします。

何か委員の皆様方から御質問等ございますでしょうか。よろしゅうございますでしょうか。

#### 4 閉会

○木村副部長 それでは、本日の委員会はこれもちまして閉会とさせていただきます。大変ありがとうございました。